

No.	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項P 3	参加表明書・質問事項の提出方法は、「郵送または持参」ですか。	募集要項「6 申請手続き等」(5) 提出方法に記載のとおりです。
2	募集要項P 5	「開館時間中は、利用申請等の受付だけでなく、原則として市民の相談等にも対応すること」とありますが、開館時間の中で、相談受付時間の制限を設けることはできますか。	原則として相談受付時間の制限を設けることはできません。
3	募集要項P 6	図書コーナー設置とありますが、図書コーナーを常時設置すると仮定した場合、そのスペースは1階コミュニティスペースまたはホールスペースとの認識でよろしいですか。また、チャイルドコーナーを設置する場合は、同様の考え方でよろしいですか。いずれの場合も無料開放スペースとした場合、専用スペースとして利用料金は指定管理者の負担となりますか。	募集要項「7 提案を求める内容」(1)イ(ウ)事業の企画運営に記載のとおり、実施する事業は指定管理者の提案をもとに決定するので、事業例にとらわれることなく仕様書に基づき提案してください。 また、指定管理業務として認められた事業については、利用料金は発生しません。
4	募集要項P 6	「個人情報の収集および適正管理の方法について具体的に示すこと」とありますが、規程の提示でよろしいですか。業務フロー図の添付も必要ですか。	個人情報の収集および適正管理の方法について具体的に示せるものであれば形式は問いません。
5	仕様書P12	「Akita City Wi-Fi」は、特定の事業者と契約が必要ですか。具体的な仕組みについて知りたいです。	市が提供している公衆無線LANサービス「Akita City Wi-Fi」を市民が利用できるよう、市が指定する事業者と契約を締結して同サービスを提供してください。詳しくは市ウェブページ(ID:1015792)をご覧ください。
6	仕様書P17	事業パートナースペースのカフェおよびショップの事業者を協定期間内に途中で共同企業体に変更することは可能ですか。	共同企業体として指定管理者の指定を受けた場合、原則として共同企業体の代表となる団体および構成団体の変更は認めません。 また、指定管理者の指定を受けた単体法人が共同企業体を結成する場合、原則として指定管理者を共同企業体に変更することは認めません。
7	別添 2	スタジオなど区画ごとの利用人数の制限などはありますか。	スタジオなど区画ごとの利用人数についての定めはありませんが、防火対象物として、消防法施行規則に定める収容人員の算定方法を参考にしてください。
8	別添 3	「R 3 年度 7,381,896円」とありますが、協定期間内はほぼ同額で推移すると考えてよろしいですか。また、市の他の財源から事業費が提供される可能性はありますか。ある場合は、その予算規模がどの程度ですか。	指定管理料は、仕様書第2「3 事業計画書および収支計画書の作成」により、指定管理者が提出する事業計画書および収支計画書をもとに市と協議の上、今後予算の範囲内で定めるものです。なお、事業費については、収支計画の中で指定管理者が定めるものです。 指定管理料については、市の他の財源から支出することはありません。

9	別添4	持ち込み器具の利用料金は徴収できますか。	指定管理者が専用利用者から徴収できる費用は、創造館条例および別添4「利用料金を設定する附属設備」に定める利用料金に限ります。 ただし、専用利用者が音響、照明、映像機材等、創造館の電源等を利用する設備を外部から持ち込む場合に、光熱水費の実費相当分を徴収できる旨を条例施行規則で定める予定です。
10	別添4	付帯サービスとして、ゴミ処理や設営・撤収費用を徴収できますか。	指定管理者が専用利用者から徴収できる費用は、創造館条例および別添4「利用料金を設定する附属設備」に定める利用料金に限ります。
11	別添4	附属設備のセット料金の設定は可能ですか。	創造館条例および別添4「利用料金を設定する附属設備」で定める利用料金を上限に、利用者の利便性を考慮してセット料金を設定することは可能です。
12	別添4	附属設備に付随して無料で貸し出すことを想定している物品を単独で貸し出すとした場合、料金設定をし、徴収できますか。	別添4「利用料金を設定する附属設備」の一覧に掲載された附属設備以外の物品について、利用料金を徴収することはできません。
13	別添4	利用料金の金額に（1日につき）と記載されていますが、1回につきという認識でよろしいですか。1つの設備を同日に複数の利用者に貸し出した場合、それぞれ1日の利用金額の上限金額を徴収できますか。（例）移動式プロジェクター（@110）を1日に3名に連続して貸し出した場合、330円（@110×3回）とするのか、または110円を上限とした金額を設定しなければいけないのか知りたいです。	同一の設備を同日に複数の専用利用者に貸し出した場合、それぞれの専用利用者から1日の利用料金を徴収することができます。
14	別添6	建築物の保守点検業務の具体的な内容を知りたいです。 建築物点検・修繕が適宜とありますが、どのくらいの頻度を想定していますか。	一般的に用いられている、建築物の保守点検業務の具体的な内容については、建築保全業務共通仕様書平成30年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成30年9月12日国営保第22号）を参考にしてください。 頻度については、別添6「維持管理に関する業務の基準」で最低基準を定めておりますが、公表しておりません。
15	条例	スタジオ貸出時に利用者による破損・汚損が発生した場合、利用者の責めとして実費請求できますか。	秋田市文化創造館条例第13条「創造館を利用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。」としており、これにもとづき請求することは可能です。
16	条例	暖房費として、冬期割増料金を徴収できますか。	指定管理者が専用利用者から徴収できる費用は、創造館条例および別添4「利用料金を設定する附属設備」に定める利用料金に限られることから、暖房費として冬期割増料金を徴収することはできません。